

お子さんを同じ戸籍にするための手続きについて

ご両親が離婚をしても、お子さんは今いる戸籍から動くことはありません。お子さんを親権者になった親と同じ戸籍にしたい場合は、家庭裁判所の許可を得てから、市町村役場で入籍届を出す必要があります。

①家庭裁判所への申し立て

◇申立人 子。ただし、子が15歳未満の場合は、親権者。

◇申請先 子の住所を管轄する家庭裁判所（住所が伊勢崎市の方は前橋家庭裁判所）

◇必要なもの（一般的な例）

子の戸籍謄本（離婚等により親権者が除籍になっているもの）	1通
親権者の戸籍謄本（離婚等により新戸籍編成されたもの、または復籍したもの）	1通
印鑑（スタンプ印でないもの）	

◇手続きについてのお問い合わせは

前橋家庭裁判所家事受付・家事手続き案内 電話027-231-4998

②家庭裁判所から許可書が送られてきたら…

家庭裁判所から許可書が送られてきたら、市町村役場で入籍届を出してください。許可が下りても入籍届を出さない限り、お子さんの戸籍は変わりません。

③市役所への届出（入籍届）

◇届出人 子。ただし、子が15歳未満の場合は、親権者。

※届出人の署名が必要になります。

子が15歳以上の場合、親権者ではなく、子本人の署名が必要です。

◇届出地 子の現在の本籍地または届出人の所在地。

◇必要なもの

氏変更許可審判書の謄本（家庭裁判所から交付されたもの） 1通

◇手続きについてのお問い合わせは

伊勢崎市役所市民課戸籍係 電話0270-27-2726